

◆協議第35号 各種事務事業(保健関係)の取扱いについて

1 健康教育(母子保健)、2 健康診査(母子保健)、3 健康相談(母子保健)、4 健康教育(老成人保健)、5 健康診査(老成人保健)、6 健康相談(老成人保健)、7 防接種、8 保健センターの管理運営、9 中川診療所
以上についての提案がありました。詳細は、11月号でお知らせします。

◆協議第36号 各種事務事業(消防防災関係)の取扱い(その2)について

消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。団長として引き継ぐ。団長及び副団長の選任については、合併時に調整する。
--

団員定数については、現行のまま

新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。

◆協議第37号 各種事務事業(教育関係)の取扱い(その1)について

1 市立小中学校の通学区域、2 奖学金貸付事業、3 國際理解教育事業(海外派遣事業)、4 学校給食の実施、5 幼稚園管理運営、6 就園援助、7 市指定文化財、8 文化祭、9 各種スポーツ大会

以上についての提案がありました。詳細は、11月号でお知らせします。

◆協議第38号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

在任特例適用1年7カ月・定数34名・合併後最初の選挙は小選挙区で実施

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年5月31日まで新市の議会議員として引き続

き在任する。

地方自治法第91条第2項の規定による新市の議会議員の定数は、

34人とする。

新市においては、合併後最初の選挙に限り、公職選舉法第15条第6項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年5月31日まで新市の議会議員として引き続

議会議員の定数及び任期等

項目	西条市	東予市	丹原町	小松町	計	新市
法定定数	30人以内	26人以内	22人以内	18人以内	96人以内	34人以内
条例定数	26人	20人	16人	16人	78人	
実数	26人	22人	16人	16人	80人	
議員の任期	~H19.5.1	~H19.12.31	~H17.8.31	~H19.8.24		
報酬	議長 461,000円 副議長 397,000円 委員長 370,000円 議員 370,000円	436,000円 363,000円 331,000円 326,000円	297,000円 240,000円 216,000円 216,000円	272,000円 218,000円 198,000円 198,000円		

※東予市の条例定数は平成16年1月1日から適用される。

する。

2 2市2町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の住所地を管轄する農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。

3 農業委員会等に関する法律第7条の規定による委員の定数は、40人とする。

4 新市においては、農業委員会の統合後、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区との定数は、合併時までに調整する。

5 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。なお、各区域の選挙区区域ごとに設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに調整する。

6 条市の例をもとに調整する。

7 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、西条市の例をもとに調整する。

8 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。

9 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。なお、各区域の選挙区区域ごとに設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに調整する。

10 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、西条市の例をもとに調整する。

11 調整する。

12 調整する。

13 調整する。

14 調整する。

15 調整する。

16 調整する。

17 調整する。

18 調整する。

19 調整する。

20 調整する。

21 調整する。

22 調整する。

23 調整する。

24 調整する。

25 調整する。

26 調整する。

27 調整する。

28 調整する。

29 調整する。

30 調整する。

31 調整する。

32 調整する。

33 調整する。

34 調整する。

35 調整する。

36 調整する。

37 調整する。

38 調整する。

39 調整する。

◆協議第39号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

1 在任特例適用8カ月、その間は西条市と東予、丹原、小松のそれぞれの区域を区域とする2つの農業委員会を置き、その後は1つに統合

2 新市に西条市の区域を区域とする農業委員会と東予市、丹原町及び小松町の区域を区域とする農業委員会を置く。その期間は、平成17年7月19日までとし、その後は1つに統合

3 市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定め

るところによる。給料の額は、西

条の例をもとに調整する。

4 調整する。

5 調整する。

6 調整する。

7 調整する。

8 調整する。

9 調整する。

10 調整する。

11 調整する。

12 調整する。

13 調整する。

14 調整する。

15 調整する。

16 調整する。

17 調整する。

18 調整する。

19 調整する。

20 調整する。

21 調整する。

22 調整する。

23 調整する。

24 調整する。

25 調整する。

26 調整する。

27 調整する。

28 調整する。

29 調整する。

30 調整する。

31 調整する。

32 調整する。

33 調整する。

34 調整する。

35 調整する。

36 調整する。

37 調整する。

38 調整する。

39 調整する。

40 調整する。

41 調整する。

42 調整する。

43 調整する。

44 調整する。

45 調整する。

46 調整する。

47 調整する。

48 調整する。

49 調整する。

50 調整する。

51 調整する。

52 調整する。

53 調整する。

54 調整する。

55 調整する。

56 調整する。

57 調整する。

58 調整する。

59 調整する。

60 調整する。

61 調整する。

62 調整する。

63 調整する。

64 調整する。

65 調整する。

66 調整する。

67 調整する。

68 調整する。

69 調整する。

70 調整する。

71 調整する。

72 調整する。

73 調整する。

74 調整する。

75 調整する。

76 調整する。

77 調整する。

78 調整する。

79 調整する。

80 調整する。

81 調整する。

82 調整する。

83 調整する。

84 調整する。

85 調整する。

86 調整する。

87 調整する。

88 調整する。

89 調整する。

90 調整する。

91 調整する。

92 調整する。

93 調整する。

94 調整する。

95 調整する。

96 調整する。

97 調整する。

98 調整する。

99 調整する。

100 調整する。

101 調整する。

102 調整する。

103 調整する。

104 調整する。

105 調整する。

106 調整する。

107 調整する。

108 調整する。

109 調整する。

110 調整する。

111 調整する。

112 調整する。

113 調整する。

114 調整する。

115 調整する。

116 調整する。

117 調整する。

118 調整する。

119 調整する。

120 調整する。

121 調整する。

</div